**平成２５年（フ）第６１０９号**
東京都北区上中里３丁目10番６号
破産者　有限会社三村工務店
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６１１０号**
東京都北区上中里３丁目10―６―201、開始決定時の住所東京都荒川区西尾久７―12―２―506
破産者　三村　邦昭
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６１３４号**
神奈川県横浜市青葉区若草台８番地33
破産者　有限会社ケイワイビバレッジ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６１３５号**
神奈川県横浜市青葉区元石川町3716―５―101
破産者　山田清隆こと　朴　　清隆
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６１４７号**
東京都江東区有明１―４―11―1012、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区道玄坂１丁目21番６号
破産者　株式会社イーコンテンツ
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６１５２号**
埼玉県蕨市中央１―15―９　小泉ビル３階、商業登記簿上の本店所在地埼玉県蕨市中央４丁目19番２号
破産者　合資会社ティケイリペアワークス
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６１５３号**
埼玉県蕨市中央４丁目19―２
破産者　古賀　照也
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６１５８号**
千葉県市原市五井6392―11
破産者　横山清一郎
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２３１号**
茨城県石岡市柿岡1230番地125
破産者　有限会社政敦陸運
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２３２号**
茨城県石岡市柿岡1230―125
破産者　岡野　敦生
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２３３号**
東京都港区赤坂９丁目５番28号
破産者　株式会社ジェニー
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２３４号**
東京都府中市府中町２丁目20―13―312
破産者　溝江　千原
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２７６号**
東京都目黒区東山１丁目21番13号
破産者　株式会社ディープラスエヌアソシエイション
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２７７号**
東京都大田区田園調布１丁目47―９―105
破産者　宮下　大輔
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２８１号**
東京都江東区新大橋３丁目11番12号
破産者　有限会社ヨシケン
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６９０１号**
埼玉県川口市宮町４―４―102
破産者　松崎　雄大
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６９１４号**
東京都中野区野方２丁目４―18―102
破産者　伊井　直樹
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６９８０号**
東京都板橋区高島平１丁目36―12―205
破産者　大野　英幸
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６９９１号**
東京都東村山市栄町１丁目29―30―201
破産者　唐澤　健司
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０９３号**
東京都板橋区志村１丁目13―８―102
破産者　石井　文俊
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７１０２号**
東京都江東区東雲２―４―１―803、開始決定時の住所東京都江東区豊洲４丁目11―20―308
破産者　上竹　　光
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７１２８号**
東京都立川市曙町２丁目42―23―501
破産者　山本　政雄
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部